

●十五年度人権教育の方向について

この四月、「長野県人権教育・啓発推進指針」が策定されました。

県教育委員会は、この指針に沿う方向で、課名を人権教育課に改称するとともに、十五年度の人権教育を推進してまいります。

十五年度人権教育の方向は、「人権尊重の精神を涵養し、人権問題を自らの課題として解決する意欲と実践力をもつた人間を育てる」ことをめざして、生涯学習の視点から学校教育・社会教育が相互に連携した人権教育の推進を図る。特に、一人一人の自尊感情を育て、人権感覚を磨きあうことにより権利と責任の自覚、互いの人権の尊重といった『共に生きる心』を醸成する。また、様々な人権問題に対し理解と認識を深める」となります。

この方向に基づく学校人権教育推進上の重点課題は、次の七項目です。
 ①幼・保・小・中・高・盲・ろう・養護学校、相互の連携と一貫した人

権教育の推進

- ②児童生徒等の人権意識の高揚を図る
- ③学校や地域の実態に応じ、社会教育と連携した人権教育の推進
- ④あらゆる教育活動を通じた日常的な人権教育の推進
- ⑤意欲や実践力に結びつく多様な学習内容・形態を取り入れた人権教育の推進
- ⑥安心して楽しく学ぶ環境を創る教職員の人権意識の高揚
- ⑦指導事例集『一緒にいこうよ』の効果的活用

○十五年度人権教育の方向について
 ○長野県人権教育・啓発推進指針……………2／5
 ○人権教育及び人権啓発の推進に関する法律……5
 ○十五年度人権教育年間計画……………6

第65号

発行 長野県教育委員会
 編集 人山越和男
 発行 印刷 (株)アド・クリエイティブ

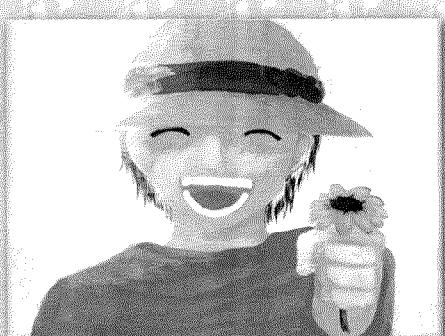
もくじ

- 十五年度人権教育の方向について……………1
 - 長野県人権教育・啓発推進指針……………2／5
 - 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律……5
 - 十五年度人権教育年間計画……………6
- 常生活の中で人権尊重を当たり前にこととして行動することにより、差別のない明るい社会を実現していくますよう、人権教育のお取り組みをお願いします。

二十一世紀は「人権の世紀」といわれています。互いの人権を尊重し、日長野県教育委員会では、人権教育を推進するため、昨年発行した学校教育編指導事例集『一緒にいこうよ』に引き続いだ社会教育のみならず、学校教育においても活用をお願いします。

笑顔からはじまる人権

人権教育指導の手引き
 ~ヒューマンライツ イン ながの (社会教育編) ~ Vol.2



長野県教育委員会

「笑顔からはじまる人権」表紙絵
 平成14年度差別の解消及び人権意識の高揚を目指すポスター応募作品
 講評二葉高等学校 笠原夏季さん

[表紙絵に寄せる笠原さんの思い]
 「差別をしないようにしよう」と言う人は正しいと思うけれど、本当に優しい人は、誰にでも笑顔を向けながら、花を差し出す…そんな人だと思います。

長野県人権教育・啓発推進指針

平成十五年四月策定

目 次

はじめに

第1 基本目標

第2 人権をめぐる県内外の動向

1 県内の取組

2 国内の取組

第3 人権教育・啓発の現状

1 人権教育

2 人権啓発

第4 人権教育・啓発の基本方向

(1) 人権にかかわりの深い職業

(2) 人権にかかわりの深い職業

(3) 多様な手法、研修内容など

(4) 相談・支援・救済の充実

第5 施策の推進方策

わが国では日本国憲法に基づいて、これまで人権に関する諸制度の整備や条約への加入など、人権に関する様々な施策が講じられてきました。しかしながら、今日なお、性別、障害、社会的身分、家柄、人種、信条などを理由とした様々な人権侵害が発生しています。また、国際化、情報化、高齢化、少子化など社会の急激な変化に伴い、新たな人権問題も生まれています。

「人権の世紀」を目指している21世紀において、互いの権利を尊重し、健やかに生活するためには、一人一人が自ら人権尊重の精神を涵養することが不可欠であり、その契機と機会を与える人権教育・啓発は重要な要素だといえます。

県では、人権が尊重される差別のない明るい長野県づくりを目指して、平成11年(1999年)に「人権教育・啓発の推進に関する法律(平成12年法律第14号)」以下、「人権教育・啓発推進法」という。)第5条の規定に基づき、

この推進指針の基本目標は、「県民一人一人が人権問題を自分自身の課題としてとらえ、互いの人権を尊重する意識や態度を身につけ、日常生活の中で人権尊重を当たり前のこどとして行動することにより差別のない明るい社会を実現する」ことです。

人権とは、生命、自由、平等、幸福追求などについて、すべての人間がその尊厳に基づいて持つている、侵すことのできない固有の権利です。人権が尊重されるためには、権利についての理解を深めるとともに、権利の行使に伴う責任を自覚し、互いの権利を認め合いながら生活すること、つまり、人権が共存する社会づくりを進めることが重要です。

言い換れば、一人一人がかけがえのない存在として尊重され、性別や年齢、障害、家柄などによって差別されず、それぞれの個性や能力を十分に發揮できるよう、機会の均等が保障される社会づくりを推進する必要があります。

また、高齢者、障害者、母子(父子)家庭などが地域社会の中で主体的に生活するために、必要な社会的支援などの環境が整った社会の実現を目指します。

同法第3条に規定する基本理念を踏まえ、県が今後実施する人権教育・啓発の方針としてこの推進指針を策定します。

第1 基本目標

この推進指針の基本目標は、「県民一人一人が人権問題を自分自身の課題としてとらえ、互いの人権を尊重する意識や態度を身につけ、日常生活の中で人権尊重を当たり前のこどとして行動することにより差別のない明るい社会を実現する」ことです。

人権とは、生命、自由、平等、幸福追求などについて、すべての人間がその尊厳に基づいて持つている、侵すことのできない固有の権利です。人権が尊重されるためには、権利についての理解を深めるとともに、権利の行使に伴う責任を自覚し、互いの権利を認め合いながら生活すること、つまり、人権が共存する社会づくりを進めることができます。

また、平成12年(2000年)2月に平成12年度から平成16年度までの5か年を対象とする「第二次長野県中期総合計画」を策定し、「人権が尊重される差別のない社会づくり」のための施策を推進しています。

市町村では、平成9年(1997年)に「人権教育のための国連10年推進本部」を設置後、平成15年(2003年)1月までに111市町村が人権施策推進本部を設置し、47市町村がそれの「計画」を策定しています。また、119市町村で差別撤廃や人権尊重など人権に関する条例が制定されています。

第2 人権をめぐる県内外の動向

1 県内の取組

昭和22年(1947年)、わが国は「基本的人権の尊重」を基本理念に掲げた日本国憲法を施行しました。その後、国際的潮流を受けて、「國

指します。

人 権 教 育 だ よ り

「際人権規約」をはじめ、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、「児童の権利に関する条約」、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」などの人権関係条約を締結しました。

「人権教育のための国連10年」については平成7年(1995年)12月に人権教育のための国連10年推進本部を設置し、総合的に検討した結果、平成9年(1997年)7月、「人権教育のための国連10年国内行動計画」を策定しました。

また、平成8年(1996年)5月、地域改善対策協議会(総務庁設置)は、内閣総理大臣及び関係大臣への「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的なあり方について(意見具申)」において、今後の対策として「差別意識の解消に向けた教育及び啓発の推進」と「人権侵害による被害の救済等の対応の充実強化」を求め、これまでの同和教育・啓発から人権教育・啓発としての再構築へと方向づけています。この意見具申を受け、平成9年(1997年)3月には「人権擁護施策推進法」が施行され、平成12年(2000年)12月には人権教育・啓発を総合的に推進するため人権教育・啓発に関する理念や国、地方公共団体、国民の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定など所要の措置を規定する「人権教育・啓発推進法」が公布・施行されました。

第3 人権教育・啓発の現状

1 人権教育
人権教育は、人権尊重の精神の涵養によると「人権尊重の精神の涵養」といいます。

長野県の人権教育は、これまで同和問題を中心に、学校、地域、家庭、企業・職場で取り組まれるようになります。県民の人権意識の高揚や「共に生きる心」の広がりなど、人権尊重の社会づくりに一定の成果を上げてきました。しかし、私たちの身の回りには、いまだに様々な偏見や人権侵害が残っているだけでなく、国際化、情報化・高齢化・少子化などの進展伴い、生命・身体の安全にかかる児童虐待や配偶者などの暴力など、新たな人権問題も生じてきています。こうした状況を背景に、学校教育においては、様々な教育活動を通して児童生徒一人一人の^{人権尊重の精神を涵養し、あらゆる人権問題を解決する意欲と実践力を身につけた人間を育てる}ことを目標として実施されています。

その際、幼・保・小・中・高・盲ろう・養護学校相互の連携と一貫して人権教育を念頭に、児童生徒などの発達段階を考慮し、様々な人権問題を取り上げ、学校や地域の実態に応じた多様な学習が行われています。

2 人権啓発
人権啓発は、人権教育・啓発推進法による「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する理解を深めることを目的とする広報」の他の啓発活動(人権教育

を目的とする教育活動」(第2条)であり、「国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう」(第3条)にすることとしています。

学校における人権教育は知的的理解だけではなく、人権感覚の育成、人権問題を自らの課題としてとらえ解決する意欲や実践力の育成という面で、指導内容の充実や指導方法の工夫が一層求められています。また、その基盤として児童生徒が生き生きと学べる学校、学級づくりが重要です。さらに、教職員自らが豊かな人権感覚を持ち、生命の尊厳を重んじ、人権尊重の理念に基づいた人権教育を実践する力量を高めることが求められています。

長野県の人権啓発は、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、子ども国籍県民に関する問題など、それぞれの人権課題ごとに講演会やシンポジウムなどのイベント開催、また、テレビや新聞、リーフレットやポスターによる啓発などを実施してきました。長野県の人権啓発は、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、子ども国籍県民に関する問題など、それぞれの人権課題ごとに講演会やシンポジウムなどのイベント開催、また、テレビや新聞、リーフレットやポスターによる啓発などを実施してきました。

社会教育においては、学校、地域、家庭、企業・職場が一体となり、住民が主体となつた地域ぐるみの人権教育の推進を目指し、学習内容や手法を創意工夫し、住民の積極的な参加・参画の学習を進めてきました。また、住民とともに活動するリーダーの育成と資質の向上を図る研修会を実施し、地域の実態を考慮しながら、様々な機会と場を活用した日常的な取組を進めています。

しかし、こうした取組によって人権意識が高まりつつあるものの、人権尊重の精神を涵養し、日常生活の中で実践に結びつくような取組が一層必要であり、このために、今後、人権問題の学習は講義形式にとどまらず、住民が学習に主体的、能動的に参加し、具体的な行動や実践の方までを学ぶ取組が重要になります。

第4 人権教育・啓発の基本方向

人権尊重の社会を築くに当たっては、一人一人の自尊感情(※1)を育て、人権感覚を磨き合うことで、権利と責任の自覚、互いの人権の尊重といった「共に生きる心」を醸成していくことが重要です。

問題、犯罪被害者とその家族の人権問題、インターネットによる人権侵害、性的指向（※2）に係る問題などの人権問題に対しても、理解と認識を一層深める必要があります。

このような身の回りにある人権問題の現実に学び、その痛みに共感し、自らの課題として解決していく意欲や実践力を高めることができます。県では、互いの人権が尊重される長野県を実現するため、この推進指針に基づき、県政のあらゆる分野で人権の尊重を基調においた施策を推進します。

そのため、人権教育・啓発の推進に当たって、以下に重点を置いて総合的に展開します。

(1) いつでも、どこでも、誰もが県民が、学校・家庭・地域・企業・職場など様々な場を通じて、人権尊重の理念に対する理解を深め、体得することができるよう、それぞれの主体性と相互の連携に留意するとともに、生涯学習という視点から人権教育・啓発を推進します。

(2) 学校については、人権感覚と「共に生きる心」を育みながら、関係機関との連携を深め、開かれた学校づくりを進めるとともに、人権が尊重される集団づくりや学習環境の整備を進めます。

(3) 家庭や地域には、互いの人権を尊重する意識や他人に対する思いやりの心を育む役割があります。

(4) 長野県人権啓発活動ネットワーク協議会（※1）との連携を促進し啓発活動を実施するほか、市町村、

子育て支援など家庭教育に対する支援を充実するほか、公民館活動による学習機会の提供など市町村の社会教育・啓発事業を支援します。

さらに、地域の高齢者、障害者、外国人籍県民など様々な人々が共生する社会や、ボランティア、NPO（※3）活動といった住民参加・参画を推進します。

※1 自尊感情とはself esteemの訳語。自分を大切にし、自分が好きになり、自分に自信を持つ心。自己肯定感情のこと

※2 性的指向とはsexual orientationの訳語。異性愛、同性愛、両性愛の別を指す

※3 NPO（エヌピーオー）とはNon Profit Organizationの略で、民間非営利組織という意味。営利を目的とした民間団体の総称

NPOなどが行う啓発活動を支援します。

(2) 人権にかかわりの深い職業に従事する人などに対する研修

人権にかかわりの深い職業に従事する人などに対して、研修を積極的に行う必要があります。行政職員、教職員、警察職員、医療・保健・福祉関係職員などについては、従来から研修機関での研修や職場内研修など様々な形態で取り組んできました。が、人権尊重の理念を理解し、その意識が行動に現れるような研修の充実が一層求められています。

とりわけ、公務員は一人一人が人権行政の担い手であることを積極的に意識して、人権尊重の理念に基づき日常の職務を行えるよう研修の充実を図ります。

① 教職員については、職種、経験年数など実情に即して、人権問題の現実に学び展望のある人権教育を進める研修の充実を図ります。

② 医療・保健・福祉関係者を養成する学校や養成施設のほか、医療機関と、社会福祉施設その他の関係団体などに対して、人権に関する教育・研修の充実を要請します。

③ マスメディア関係者は、人権尊重の視点に立った紙面作り、番組作りが強く求められることから、職場における自主的で、積極的な研修などの取組を要請します。

よう、企業内研修の充実を要請します。

(5) 社会教育・啓発について、地域住民とともに活動するリーダーの育成と資質の向上を図るとともに、地域、市町村での学校教育との連携による研修会の充実、企業・職場での研修の充実を要請します。

※1 長野県人権啓発活動ネットワーク協議会とは

地方法務局、県、人権擁護委員連合会などでネットワークを整備し、総合的・効果的な啓発活動を行う組織

※2 ノーマライゼーションとは障害の有無等にかかわらず、すべての人が家庭や地域で通常の生活ができる社会をつくるという理念

① (3) 多様な手法、研修内容などの工夫

① (3) テレビ、ラジオ、新聞などの広報メディアを活用した教育・啓発や人権フェスティバルなどのイベント、啓発ビデオの貸出など多様な機会の提供、ワークショップ（※1）を取り入れるなど工夫した効果的な手法による人権教育・啓発を推進します。

② 県民誰もが生涯を通じて主体的に学ぶことができるよう、あらゆる人権問題を視野に入れ、県民の二

④ 企業の経営者や人事管理を行なう者に対して、ノーマライゼーション（※2）の理念に基づいた職場になる

人 権 教 育 だ よ り

(4) 相談・支援・救済の充実
県民が人権に関する様々な問題を身近で相談できるよう、総合的な相談窓口の設置の研究や専門的な相談機関相互の連携、相談員の資質の向上を図ります。

現に人権侵害を受けている人や受けるおそれのある人に対し、問題の早期解決が図られるよう、支援策の充実を検討します。

特に、隣保館は(※2)地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニケーションセンターとなるよう支援します。

また、県人権啓発センターでは、人権問題に対する理解を深めるための情報提供などを一層充実します。

※1 ワークショップとは
参加者や学習推進者が、共に自らの知識や体験をもって積極的に学びあう体験的参加型学習のこと。

※2 隣保館とは

社会福祉法に規定する、地域社会全体の中で生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を行う施設。市町村が設置・運営しておらず、県内に24館ある。

長野県の人権施策の推進に当たっては、この推進指針に基づき「県行動計画」、「長野県障害者プラン」、「長野県男女共同参画計画」など人権課題にかかる各種の計画により、総合的かつ効果的な推進に向け県を上げ取り組みます。

第5 施策の推進方策

(目的)
人権教育及び人権啓発の推進に
(参考資料)

(平成12年法律第147号)
(平成12年12月6日公布・施行)

また、一人一人の人権が尊重される地域社会を実現するためには、住民、NPO、企業などが互いに連携を図り、あらゆる分野で幅広く取り組む必要があります。国、市町村、住民、NPO、企業、マスメディアなどを確立し、広く人権を支える取組を進めます。

これら地域社会を構成する皆さんには、それぞれの地域、分野、立場で、有機的な連携を保ちつつ、この推進指針に沿った自主的、積極的な取組を強く要請します。

（目的）
人権教育及び人権啓発の推進に
(参考資料)

(平成12年法律第147号)
(平成12年12月6日公布・施行)

とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

（基本理念）
第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

（基本理念）
第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

（年次報告）
第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

（財政上の措置）
第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

（国の責務）
第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の「基本理念」(以下「基本理念」という。)にのつとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）
第5条 地方公共団体は、基本理念にのつとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（見直し）
第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

（国民の責務）
第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（基本計画の策定）
第7条 国は、人権教育及び人権啓發に関する施策の総合的かつ計画的とする教育活動をいい、人権啓發

な推進を図るために、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。



十五年度人権教育年間計画

学校人権教育

学校人権教育担当者会議

対象／小、中、高、盲・ろう・養護
学校の人権教育担当者

五月一八日(木)伊那
五月十六日(金)松本
五月二十一日(水)飯田
五月二十三日(金)上田

学校人権教育研修会

対象／小、中、高、盲・ろう・養護
学校の教諭

六月二十四日(火)中・南信
六月二十六日(木)東・北信
(いずれも総合教育センター)

社会人権教育

社会人権教育研究協議会

対象／市町村人権教育担当者
企業人権教育担当者
PTA等

六月六日(火)上田
六月十三日(金)佐久
六月十七日(火)長野①
六月二十日(金)伊那
六月十五日(火)飯田
六月十七日(火)長野②
六月二十二日(水)東・北信
七月十五日(火)松本

総合教育センター人権教育講座

対象／小、中、盲・ろう・養護学校
初任者

五月六日(火)
八月二十六日(火)

五年経験者研修

七月二十八日(月)～二十九日(火)

社会人権教育リーダー研修会
十月二十二日(水)東・北信
(更埴市総合文化会館)

十月三十日(木)中・南信
(総合教育センター)

平成15年度 人権教育中高連絡協議会事務局校・幹事校一覧

通学	事務局校	幹事校
1	飯山北高等学校	飯山市立飯山第一中学校
2	須坂商業高等学校	中野市立南宮中学校
3	中条高等学校	飯綱行政組合立飯綱中学校
4	長野俊英高等学校	長野市立篠ノ井西中学校
5	丸子実業高等学校	丸子町立丸子中学校
6	小諸高等学校	小諸市立小諸東中学校
7	諏訪清陵高等学校	諏訪市立諏訪南中学校
8	高遠高等学校	伊那市立春富中学校
9	松川高等学校	松川町立松川中学校
10	木曾高等学校	山口村立山口中学校
11	塙原青雲高等学校	四賀村立会田中学校
12	白馬高等学校	八坂村立八坂中学校

※ 会計担当校は第4通学区が篠ノ井高等学校、第11通学区は明科高等学校

25ページに掲載しました「長野県人権教育・啓発推進指針」につきましては、県のホームページにも掲載しておりますので御活用ください。
アドレス●<http://www.pref.nagano.jp/syakai/jindo/keihatsu/SISIN.PDF>

また、人権教育の方針については、人権教育課のホームページもあわせてご覧下さい。

アドレス●<http://www.pref.nagano.jp/kyouiku/jinken/kasyokai.htm>

R100 古紙配合率100%再生紙を使用しています